二二　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件の一部を改正する件　三一　特37　三八
二三　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条第一項第二号に規定する国税庁長官が定める措置を定める件　三一　特37　三九
○文部科学省
二一　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　二　43　九
二二　令和五年度において中学校用教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件　九　一
二三　令和四年度における教科書展示会の開始時期及び期間を指示する件　一四　一五53　二
二四　史跡に指定する件　一五53　四一
二五　名勝に指定する件　一五53　四三
二六　天然記念物に指定する件　一五53　四三
二七　特別史跡に地域を追加して指定する件　一五53　四三
二八　史跡に地域を追加して指定し、名称を改める件　一五53　四三
二九　史跡に地域を追加して指定する件　一五53　四四
三〇　名勝に地域を追加して指定する件　一五53　四六
三一　記念物を登録記念物に登録する件　一五53　四六
三二　重要文化的景観に地域を追加し、名称を改める件　一五53　四六
三三　大学が国際連携学科を設ける場合について定める件等の一部を改正する告示　一七55　一三〇
三四　登録有形文化財の登録を抹消する件　一八　四

三五　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を追加して定める件　二一
三六　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を追加して定める件に追加して家屋を定める件　二一　三
三七　地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を追加して定める件の一部を改正する件　二一　三
三八　有形文化財を重要文化財に指定する件　二一　58　四〇
三九　重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件　二一　58　四〇
四〇　重要文化財を分割して指定する件　二一　58　四一
四一　国宝の名称及び員数を改める件　二一　58　四一
四二　国宝の員数を改める件　二一　58　四二
四三　重要文化財の名称及び員数を改める件　二一　58　四二
四四　重要文化財の名称を改める件　二一　58　四三
四五　重要文化財の員数を改める件　二一　58　四四
四六　有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する件　二二　58　四四
四七　無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件　二三　五
四八　有形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する件　二三　六
四九　スポーツ基本計画を定めた件　二五　64　四四
五〇　登録有形文化財登録基準の一部を改正する件　二九　四
五一　国立大学法人会計基準の一部を改正する告示　二九　67　七〇

五二　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する件　三一　三
五三　文部科学省の保有する個人情報の保護に関する権限又は事務の一部について委任する件の一部を改正する件　三一　三
五四　学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件及び学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示　三一　70　八三
五五　高等学校学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の一部を改正する告示　三一　70　八四
五六　技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定を実施するため、文部科学大臣が指定したものについて、公示の方法を定める件　三一　71　八九
五七　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を定める件　三一　71　八九

五八　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件　三一　71　九一
五九　大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示　三一　71　九一
六〇　学校環境衛生基準の一部を改正する件　三一　71　九二
六一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件　三一　71　九三
六二　ヒトES細胞の分配機関に関する指針及びヒトES細胞の使用に関する指針の一部を改正する告示　三一　71　九三
六三　ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針の一部を改正する告示　三一　71　九五
六四　平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件の一部を改正する件　三一　71　九六
○文部科学省、厚生労働省
一　社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する件　三一　71　九七
二　ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針の一部を改正する告示　三一　71　九七
三　ヒト受精胚に遺伝情報改変技術等を用いる研究に関する倫理指針の一部を改正する告示　三一　71　一〇一